

# 千代南中学校ホームページ管理運用規定

平成 25 年 4 月 1 日

## 趣旨

1 本規程は、鳥取市立千代南中学校におけるホームページ公開に関して必要事項を定めるものとする。

## ホームページ開設目的

2 本校の教育活動を広く発信し、校外、校内に開かれた学校づくりの一助とする。本校の教育成果を公開する中で教育活動への理解を求めるとともに意見を収集し、その後の教育計画に役立てることを目的とする。

## ホームページによる情報発信

3 管理責任者は校長とする。校長は、本規程に基づいて適切な発信内容であることを確認しなければならない。

4 学校のホームページによる情報発信は、学校の公的名称「鳥取市立千代南中学校」を使用する。管理責任者である校長名をホームページ上に掲載する。

5 ホームページによる情報発信ができるのは本校の教職員でなければならない。したがって、生徒、PTA委員、同窓会役員等が作成したページを発信する場合、担当者は校長の承認を得なければならない。

## 生徒の個人情報の発信とその範囲

6 ホームページで特定された生徒の個人情報を発信する場合は、本人および保護者に対して、個人情報を発信する趣旨を説明し、同意を得たうえで発信するものとする。

7 学校のホームページに掲載した生徒の個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに要請に応じなければならない。

8 学校のホームページで発信する生徒の個人情報に関しては、次の各号に定めるものとする。

- ① 生徒の名前と顔が一致する情報は発信を認めない。
- ② 大会やコンクール等での成績、生徒の意見、主張、作品等については原則として、姓もしくは名前のみ（イニシャルでもよい）、教育上の効果を考慮し発信することができる。
- ③ 第三者が見て個人名が特定できる写真は、原則として学校ホームページ上で公開しない。生徒の写真を使う場合は、集合写真など個人が特定できないものや同意のあるもののみ発信することができる。

## ホームページの内容

9 学校ホームページの内容は、その内容に応じて以下のカテゴリを作成する。

- ① 学校の概要（教頭）
- ② 学校経営方針（教頭）
- ③ 学校だより（教頭）
- ④ 最近の出来事（全教員）
- ⑤ 今月の行事予定（教務）
- ⑥ 図書館（学校図書館司書）
- ⑦ 保健室（養護教諭）
- ⑧ 事務室（事務主幹）
- ⑨ 教育相談（相談員）
- ⑩ 給食（給食主任）
- ⑪ 地図
- ⑫ 利用規定
- ⑬ 生徒ギャラリー（各教科担当者）
- ⑭ 学校からのお知らせ（教頭）
- ⑮ 用瀬中学校のホームページへ
- ⑯ 佐治中学校のホームページへ

○その他、校長が必要と定めるもの・・・緊急時の対応（地震・台風・大雨）等

## ホームページの運営体制

10 ホームページを運営するにあたり、校長を責任者とし、ホームページ担当者を中心に学校全体で取り組むものとする。

- ① 最近の出来事は原則として、全員で作成する。（内容は生徒の学校教育全般について）
- ② 各学年の活動については、各学年の学年主任が作成する。
- ③ 各クラスの活動については、各クラスの担任が作成する。
- ④ 教科の活動については、各教科の担当が作成する。
- ⑤ 部活動については原則として、部活動担当が作成する。
- ⑥ ブログの承認は、校長・教頭・教務主任・校務主任が行う。
- ⑦ 今月の行事予定は教務主任が作成する。
- ⑧ 図書、保健、事務、教育相談、給食はそれぞれの担当者が作成する。
- ⑨ 生徒ギャラリーは、美術、技術家庭、書写、など生徒作品の掲示とし、各教科担当者が作成する。
- ⑩ 学校からのお知らせについては、教頭が作成する。

#### **諸法規・モラルの遵守**

- 11 公開する情報は、著作権法、その他各種法令に違反しないものを掲載するものとする。
- 12 受信した情報の利用については著作権法等の法律を遵守し、適切な利用を心がける。
- 13 他人や他の団体を誹謗中傷する内容は記載しない。
- 14 本校ホームページの著作権は全て、千代南中学校に帰属する。
- 15 本校のホームページと第三者のホームページとをリンクさせる場合には、事前に相手先の承諾を得ることとする。

#### **本規程の改訂**

- 16 本規約の改正については、職員会議で検討後、学校長が決定する。